

福生市第4期特定健康診査等実施計画

【概要版】

1 計画策定の趣旨

「医療制度改革大綱」（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会）において、平成27年度には平成20年度と比較して生活習慣病有病者や予備軍を25%減少させることが政策目標として掲げられ、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることとされました。この考え方を踏まえ、生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年4月から保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病を「予防」することに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。

このことを受け、福生市でも特定健康診査等実施計画を策定し、平成20年度より特定健康診査等の事業を実施してきました。

第3期特定健康診査等実施計画が令和5年度をもって終了することから、第3期特定健康診査等実施計画の結果を振り返り、被保険者の健康の維持・改善、医療費の適正化及び効果的な特定健康診査及び特定保健指導の実施に向けて、第4期特定健康診査等実施計画を策定します。

2 計画の位置づけ

特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づいて作成する計画で、「福生市総合計画（第5期）」においても「保健医療体制の充実」に位置付けられている「特定健康診査等事業」の実施根拠となる計画です。

計画の策定にあたっては、「福生市第3期国民健康保険データヘルス計画」、「健康ふっさ21（第2次）」をはじめとした、関連する他の計画と整合性を図ります。

なお、特定健康診査等実施計画に記載すべき内容は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第2項及びこれに基づく特定健康診査等基本指針第三に則して策定します。

3 計画の期間

第4期特定健康診査等実施計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

4 計画の対象者

福生市国民健康保険に加入している40歳から74歳の者を対象とします。

5 第3期計画の結果

■特定健康診査の受診率

第3期特定健康診査等実施計画の目標値を平成30年度は達成することはできませんでしたが、それ以降は目標値を達成できませんでした。また、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度は受診率が大きく下がりました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	9,623人	9,338人	9,267人	9,126人	8,516人
受診者数	4,709人	4,534人	3,981人	4,163人	3,982人
受診率	48.9%	48.6%	43.0%	45.6%	46.8%
目標値	48.0%	50.0%	52.0%	54.0%	57.0%

特定健康診査実施結果法定報告数値

■特定保健指導の実施率

第3期特定健康診査等実施計画の目標値は、いずれの年度も達成することはできず、目標値からは程遠い実施率となりました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	561人	503人	490人	486人	434人
終了者数	45人	73人	73人	79人	68人
実施率	8.0%	14.5%	14.9%	16.3%	15.7%
目標値	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	55.0%

特定保健指導実施結果法定報告数値

■特定保健指導対象者の割合の減少率

第3期特定健康診査等実施計画の目標値を平成30年度、令和元年度の2か年は達成することができました。令和2年度以降は目標値を達成できておりませんが、特定健康診査、特定保健指導の効果が一定程度あることが伺えます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度に特定保健指導の対象だったもの	528人	501人	468人	436人	428人
上記のうち当年度は対象でなくなったもの	98人	99人	65人	76人	90人
特定保健指導対象者の減少率	18.6%	19.8%	13.9%	17.4%	21.0%
目標値	10.0%	13.0%	16.0%	19.0%	22.0%

特定保健指導実施結果法定報告数値

6 第4期計画の目標

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率目標値

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査 目標受診率	48.0%	50.0%	52.0%	54.0%	57.0%	60.0%
特定保健指導 目標実施率	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	55.0%	60.0%
特定保健指導対象 者の割合の減少率	21.0%	22.0%	23.0%	24.0%	24.5%	25.0%

7 特定健康診査の実施

■実施場所 福生市内の各指定医療機関

■実施項目 基本的な健診項目

問診	食事、運動習慣、服薬歴、喫煙歴など
理学的検査	身体診察
身体測定	身長、体重、BMI、腹囲
血圧測定	拡張期血圧、収縮期血圧
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP
血中脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
血糖検査	空腹時血糖又はHbA1c検査
尿検査	尿糖、尿蛋白

詳細な健診項目

貧血検査	基準に該当し、医師が必要と判断したときに実施
心電図検査	
眼底検査	
血清クレアチニン検査	

■実施期間 6月～10月に実施

■費用負担額 無し（全額公費負担）

■周知・案内方法

特定健康診査の実施について福生市の広報、ホームページ、情報メールを通じて周知を行います。また、特定健康診査対象者に、実施期間前に受診券および受診医療機関一覧等が掲載された特定健康診査のパンフレットを郵送で送付します。

8 特定保健指導の実施

■特定保健指導の対象者

特定健康診査の結果、腹囲もしくはBMIの値、および血糖、脂質、血圧の値が次の基準値を上回っているものを特定保健指導の対象者とします。

特定保健指導該当基準

①血糖	空腹時血糖 100mg/dl 以上、HbA1c5.6%以上または随時血糖 100mg/dl 以上
②脂質	中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満
③血圧	収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥ 85 cm (男性) ≥ 90 cm (女性)	2 つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	有 無		
上記以外で BMI ≥ 25	3 つ該当	有	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	無		
	1 つ該当	/		

■実施場所 福生市内公共施設等

■実施内容 **積極的支援** 専門職による初回面接を実施し、生活習慣改善の行動計画を作成します。その後、電話等で継続的な支援を行い、初回面接から3か月以上経過後に実績評価を行います。

動機付け支援 専門職による初回面接を実施し、生活習慣改善の行動計画を作成します。原則、面接による1回の支援とし、初回面接から3か月以上経過後に実績評価を行います。

■実施時期 実施年度の11月から翌年度の9月の間に実施

■費用負担額 無し（全額公費負担）

■周知・案内方法

特定健康診査の結果、特定保健指導に該当した対象者に特定保健指導の案内を送付し受診勧奨を実施します。